

以上のことを踏まえ、今回、具体的な対象品目の見直しを行うにあたっては、20食品群選定の基本的な要件である、

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

に基づき、更に以下に示す具体的な事項を総合的に検討して判断するものとする。

- (1) 見直しの際に踏まえることとされている「製造及び流通の実態」については、豊凶の変動など単年度の変化ではなく、複数年の傾向として変化の状況をみるため、概ね過去5年間（平成11年～平成16年：データの得られるものについては、平成17年も考慮に入れるなど、必ずしも5年間で厳格に捉えるものではない。）において、

- ① 国内での加工食品の製造量、消費量が大幅に増加
- ② 原料（海外で加工された中間加工品を含む）の輸入量が大幅に増加

するなど、「製造、流通の実態が大きく変化した」ものであって「消費者の関心」の高い品目について、

- (2) 20食品群選定の基本的な要件①についての具体的要件に関しては、「加工の程度が低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること」は踏まえつつ、(1)の状況の変化に鑑み、「原産地によって原料の品質に違いが見られ商品の差別化がされていること」及び「原料の調達先が海外も含め多様であること」という要件を十分勘案し、

- (3) さらに、

- ① 当該加工食品が表示義務対象品目と同様に食されることや、同等と見なされるなど、品目間の整合性を図ること、
 - ② 表示の実行可能性に大きな問題が無いこと、
- を勘案して、検討すべきである。

Ⅱ 任意での情報提供の推進

1 消費者への情報提供についての基本的な考え方

(1) J A S 法による表示義務

J A S 法における品質表示については、「農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって、一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的」としており、具体的な表示義務事項については、消費者の関心を踏まえ、これに依っていくことを旨として検討する必要があることは言うまでもない。

ただし、一方では、J A S 法の表示義務は、これを遵守しないと、最終的に法人の場合 1 億円以下の罰金が課せられるなど厳しい措置を伴うものであり、現実に表示を行う際には、加工食品の特性を踏まえて表示の実行可能性等を勘案する必要がある、そのため義務付けの対象にすることができなかった品目もある。

(2) 原料原産地情報の開示の推進

消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりを踏まえ、食品製造・流通等に係わる事業者（以下「製造業者等」という。）が、消費者に対して、義務化されている表示事項だけでなく、飲食料品の生産過程を含む「品質」に関する正確な情報を自ら積極的に開示することは、消費者の利便の一層の向上につながるだけでなく、そのような活動を通じて、製造業者等にとっても消費者から高い評価を得る絶好の機会となると考えられる。

このため、原料原産地表示の義務付けの対象となっていないものであっても、製造業者等が自主的な表示を行うなど、原産地情報を提供する取組を行うことは、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と製造業者等が良好な関係を築く取組となると考えられる。まず、このような任意での情報提供を積極的に推進していくことが重要であり、この取組が推進される中で、実際に表示を行う上での課題や問題点が更に明らかとなるものとする。

2 義務対象以外のものについての原料原産地情報の表示

表示が義務付けられていないものについて、原料原産地を表示する場合、加工食品品質表示基準において表示方法を規定しており、これに従い表示を行うことが可能である。

- (1) 一括表示欄での対応：第4条第3，4項
- (2) 特色のある原材料表示での対応：第5条

(第4条関係の表示の例)

加工食品の原料原産地表示の対象品目で50%以下の原材料を表示する場合

(ねぎま串セット(鶏肉60%、ねぎ40%)のねぎ)

名称：ねぎま串
 原材料名：鶏肉(ブラジル産)、
 ねぎ(国産)
 内容量：200グラム
 消費期限：〇〇〇
 保存方法：×××
 製造者：△△△

加工食品の原料原産地表示の対象外の品目の原材料を表示する場合

(豚汁の豚肉、たまねぎ、大根、にんじん等)

名称：豚汁
 原材料名：豚肉(デンマーク産)、
 たまねぎ(国産)、大根(国産)、
 にんじん(国産)、調合みそ、..
 内容量：200グラム
 消費期限：〇〇〇
 保存方法：×××
 製造者：△△△

(第5条関係の表示の例)

(商品パッケージに表示する場合)

豚汁
 (デンマーク産豚肉100%使用)

この製品に使用している豚肉は、
 デンマーク産です。

(原材料名表示に括弧を付して表示する場合)

名称：豚汁
 原材料名：豚肉(デンマーク産)、たまねぎ、
 大根、にんじん、調合みそ、..
 内容量：200グラム
 消費期限：〇〇〇
 保存方法：×××
 製造者：△△△

一方で、「原材料の加工地」を「原料の原産地」と誤認させるような表示については、「産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示」として表示禁止事項（加工食品品質表示基準第6条(3)）に定めている。

また、たとえ義務表示対象品目以外であっても、原料原産地に関する情報を商品に表示した場合には、事実に基づかない表示で